

○筑紫野市小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業実施要綱

(平成 18 年 5 月 26 日要綱第 24 号)

改正 平成 24 年 5 月 31 日要綱第 20 号 平成 28 年 3 月 31 日要綱第 22 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、小児慢性特定疾患児に対し、特殊寝台等の日常生活用具(以下「用具」という。)を給付することにより、日常生活の便宜を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、小児慢性特定疾患児とは、筑紫野市内に居住し、かつ、住民基本台帳法(昭和 42 年法律第 81 号)に基づき本市の住民基本台帳に記録されている者で、新たな小児慢性特定疾患対策の確立について(平成 17 年 2 月 21 日雇児発第 0221001 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)に基づく事業の対象となっている者とする。

(用具の種目及び給付の対象者)

第 3 条 給付の対象となる用具の種目は、別表第 1 の種目欄に掲げる用具とし、その対象者は同表の対象者欄に掲げる小児慢性特定疾患児であって、児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)及び身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号)による施策の対象とならない者とする。

(給付の申請)

第 4 条 用具の給付を希望する小児慢性特定疾患児の保護者(以下「申請者」という。)は、小児慢性特定疾患児日常生活用具給付申請書(様式第 1 号)に小児慢性特定疾患医療受診券の写しを添えて申請するものとする。

(給付の決定)

第 5 条 市長は、前条の申請があったときは、当該小児慢性特定疾患児の身体の状態、介護の状況及び家庭の経済状況等を調査し、小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業調査書(様式第 2 号)を作成したうえで給付の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の決定をしたときは、小児慢性特定疾患児日常生活用具給付可否決定通知書(様式第 3 号)により、申請者に通知するものとする。

3 市長は、前項の規定により、用具の給付を受けることとなった小児慢性特定疾患児の保護者(以下「給付決定者」という。)に対し小児慢性特定疾患児日常生活用具給付券(様式第 4 号)(以下「給付券」という。)を交付するものとする。

(用具の給付)

第 6 条 市長は、前条第 1 項の規定により、用具を給付することを決定したときは、用具の製作又は販売を業とする者(以下「業者」という。)に委託して用具を納付するものとする。

2 市長は、前項の規定により、用具の納付を委託したときは、小児慢性特定疾患児日常生活用具納付委託通知書(様式第 5 号)により、当該業者に対し通知するものとする。

(給付に要する費用の負担)

第 7 条 給付決定者は、その収入の状況に応じて用具の給付に要する費用の一部を負担するものとする。

2 前項の規定により、給付決定者が負担する額の基準は、別表第 2 のとおりとする。

3 用具の給付を受けた給付決定者は、用具を納付した業者に給付券を添えて、第 1 項により負担することとされている額を支払うものとする。

(費用の請求)

第 8 条 用具を納付した業者は、用具の納付に要した経費から、申請者が直接業者に支払った額を控除した額を市長に請求するものとする。

(台帳の整備)

第 9 条 市長は、用具の給付状況を明確にするために、小児慢性特定疾患児日常生活用具給付台帳(様式第 6 号)を整備するものとする。

(補則)

第 10 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(平成 24 年 5 月 31 日要綱第 20 号)

この要綱は、平成 24 年 7 月 9 日から施行する。

附 則(平成 28 年 3 月 31 日要綱第 22 号)

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1(第 3 条関係)

種目	対象者	性能等
便器	常時介助を要する者	小児慢性特定疾患児が容易に使用し得るもの(手すりをつけることができる。)
特殊マット	寝たきりの状態にある者	褥(じょく)瘡(そう)の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの
特殊便器	上肢機能に障害のある者	足踏ペダルにて温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅の改修を伴うものを除く。
特殊寝台	寝たきりの状態にある者	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として小児慢性特定疾患児の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの
歩行支援用具	下肢に障害のある者	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ、歩行器等であること。 ア 小児慢性特定疾患児の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの イ 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具となるもの
入浴補助用具	入浴に介助を要する者	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、小児慢性特定疾患児又は介助者が容易に使用し得るもの
特殊尿器	自力で排尿ができない者	尿が自動的に吸引されるもので小児慢性特定疾患児又は介助者が容易に使用し得るもの
体位変換器	寝たきりの状態にある者	介助者が小児慢性特定疾患児の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの
車いす	下肢に障害のある者	小児慢性特定疾患児の身体機能を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの
頭部保護帽	発作等により頻繁に転倒する者	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの
電気式たん吸引器	呼吸器機能に障害のある者	小児慢性特定疾患児又は介助者が容易に使用し得るもの
クールベスト	体温調節が著しく困難な者	疾病の症状に合わせて体温調節ができるもの
紫外線カットクリーム	紫外線に対する防御機能が著しく欠けて、がんや神経障害を起こすことがある者	紫外線をカットできるもの

別表第2(第7条関係)

負担基準額表

世帯階層区分		負担基準 月額	加算基準額
A	生活保護法による被保護世帯	円 0	円 0
B	市町村民税非課税世帯	1,100	110
C 1	所得税非課 税世帯	市町村民税所得割非 課税世帯 (均等割のみ課税)	230
C 2		市町村民税所得割課 税世帯	290
D 1	所得税課税 世帯	前年分所得税 4,800 円以下	350
2		〃 4,801円～9,600 円	380
3		〃 9,601円～16,800 円	430
4		〃 16,801円～24,00 0円	470
5		〃 24,001円～32,40 0円	550
6		〃 32,401円～42,00 0円	630
7		〃 42,001円～92,40 0円	810
8		〃 92,401円～120,0 00円	940
9		〃 120,001円～156, 000円	1,160
1 0		〃 156,001円～198, 000円	1,380
1 1		〃 198,001円～287, 500円	1,790
1 2		〃 287,501円～397, 000円	2,200
1 3		〃 397,001円～929, 400円	2,620
1 4		〃 929,401円～1,50 0,000円	4,040
1 5		〃 1,500,001円～1, 650,000円	4,250

1 6	〃 1,650,001円～2,260,000円	51,450	5,150
1 7	〃 2,260,001円～3,000,000円	61,250	6,130
1 8	〃 3,000,001円～3,960,000円	71,900	7,190
1 9	〃 3,960,001円～	全額	左の徴収基準月額の10% ただし、その額が8,560円に満たない場合は8,560円

## 1 基準月額の決定の特例

ア A階層以外の各層に属する世帯から2人以上の児童が、同時に別表2の基準額表の適用を受ける場合は、その月の基準月額の最も多額な児童以外の児童については、同表に定める加算基準月額によりそれぞれ算定するものとする。

イ 10円未満の端数が生じた場合は、切り捨てるものとする。

ウ 児童に民法第877条に規定する扶養義務者がいないときは、月額又は支払命令額の決定は行わないものとする。ただし、児童本人に所得税又は市町村民税が課されている場合は、本人につき、扶養義務者に準じて月額又は支払命令額を決定するものとする。

## 2 世帯階層区分の認定

### (1) 認定の原則

世帯階層区分の認定は、当該児童の属する世帯の構成員及びそれ以外の者で現に児童を扶養しているもののうち、当該児童の扶養義務者のすべてについて、その所得税等の課税の有無により行うものである。

### (2) 認定の基礎となる用語の定義

ア 「児童の属する世帯」とは、当該児童と生計を一にする消費経済上の一単位を指すのであって、夫婦と児童が同一家屋で生活している標準世帯はもちろんのこと、父が農閑期で出稼ぎのため数ヶ月別居している場合、病気治療のため一時他の土地の病院に入院している場合、父の職場の都合上他の土地で下宿し時々帰宅することを例としている

イ 「扶養義務者」というのは、民法877条に定められている直系血族(父母、祖父母、養父母等)、兄弟姉妹(ただし、就学児童、乳幼児等18歳未

満の兄弟姉妹で未就業の者は、原則として扶養義務者としての取扱いはしないものとする。)並びにそれ以外の三親等内の親族(叔父、叔母等)で家庭裁判所が特別の事情ありとして、特に扶養の義務を負わせるものである。

ただし、児童と世帯を一にしない扶養義務者については、現に児童に対して扶養を履行している者(以下「世帯外扶養義務者」という。)の他は、認定に際して扶養義務者としての取扱いを行わないものとする。

ウ 認定の基礎となる「所得税額等」とは、所得税法、租税特別措置法、経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律(平成 11 年法律第 8 号)、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の規定によって計算された所得税の額(ただし、所得税額を計算する場合には、所得税法第 92 条第 1 項、第 95 条第 1 項、第 2 項、第 3 項、租税特別措置法第 41 条第 1 項、第 2 項及び第 3 項、租税特別措置法の一部を改正する法律(平成 10 年法律第 23 号)附則第 12 条の規定は適用しない。)、地方税法により賦課される市町村民税、(ただし、所得割を計算する場合には、地方税法第 314 条の 7 及び同法附則第 5 条第 2 項の規定は適用しない。)及び生活保護法による保護をいう。まず、生活保護については、現在生活扶助、医療扶助等の保護を受けている事実、所得税については前年分の所得税の課税の有無及びその額、市町村民税については、当該年度の市町村民税の課税又は免除(地方税法第 323 条による免除。以下同じ。)の有無をもって認定の基準とする。

ただし、前年分の所得税又は当該年度の市町村民税の課税関係が判明しない場合の取扱いについては、これが判明するまでの期間は、前々年の所得税又は前年度の市町村民税によることとする。

### (3) 自己負担基準額表の適用時期

毎年度の別表「自己負担基準額表」の適用時期は、毎年 7 月 1 日を起点として取り扱うものとする。

### 3 自己負担基準額の特例

災害等により、前年度と当該年度との所得に著しい変動があった場合には、その状況等を勘案して実情に即した取扱いをすることができる。

小兒慢性特定疾患児日常生活用具給付申請書

[別紙参照]

様式第 2 号(第 5 条関係)

小兒慢性特定疾患児日常生活用具給付事業調査書

[別紙参照]

様式第 3 号(第 5 条関係)

小兒慢性特定疾患児日常生活用具給付可否決定通知書

[別紙参照]

様式第 4 号(第 5 条関係)

小兒慢性特定疾患児日常生活用具給付券

[別紙参照]

様式第 5 号(第 6 条関係)

小兒慢性特定疾患児日常生活用具納付委託通知書

[別紙参照]

様式第 6 号(第 9 条関係)

小兒慢性特定疾患児日常生活用具給付台帳

[別紙参照]